

近畿中部防衛局達第29号

航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第13条の規定に基づき、近畿中部防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する達

改正 平成22年4月1日近畿中部防衛局達第3号

改正 令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号

（目的）

第1条 この達は、航空機の製造、改造、修理等に関する契約の履行に関し、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、近畿中部防衛局が行う監督及び検査のための当該航空機の使用及び搭乗について、必要な事項を定めることを目的とする。

（自衛隊に属する航空機の使用）

第2条 局長等（監督及び検査を行う者が、調達部長の場合は近畿中部防衛局長、東海防衛支局長の場合は同支局長、岐阜防衛事務所長の場合は同事務所長をいう。以下同じ。）が、訓令第3条第4号の規定に基づき、自衛隊に属する航空機を契約相手方に運航させる場合は、契約相手方に別記様式第1号による航空機運航搭乗申請書2部を提出させ、その内容を審査のうえ、航空機使用者が承認し、1部を契約相手方に交付するとともに、1部を保管するものとする。

2 契約相手方から提出される航空機運航搭乗申請書は、契約ごと又は調達実施計画に基づき各四半期分を取りまとめて提出させることができる。

3 航空機の運航は、第1項の承認を与えた後でなければ、これを運航させてはならない。

4 局長等の承認を得た航空機運航搭乗申請書に変更がある場合の手続は、前各項の規定を準用する。

（使用航空機への契約相手方の搭乗）

第3条 契約相手方が、契約条件に基づき、訓令第6条第5号及び第7条第1項第10号に規定する使用航空機への搭乗を必要とする場合の申請及び承認の手続については、前条の規定を準用する。

（監督及び検査のための航空機の搭乗）

第4条 局長等は、訓令第6条第5号及び第7条第1項第10号の規定に基づき、監督及び検査職員を監督及び検査のため使用航空機に搭乗させる必要が

ある場合は、別記様式第2号による航空機搭乗命令簿により、航空機への搭乗を命じるものとする。

2 航空機の製造請負契約に関し、訓令第11条の規定に基づき、監督及び検査職員又は航空従事者及び準航空業務に従事する者が、自衛隊に属さない航空機に搭乗する場合は、事前に別記様式第3号による航空機搭乗承認申請書により局長等の承認を受けなければならない。

3 前項の航空機搭乗申請書は、契約ごと又は調達実施計画に基づき各四半期分を取りまとめて提出することができる。

(使用航空機の運航に関する指示)

第5条 局長等は、使用航空機の運航に関し、必要と認めるときは、航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第4条第1項に規定する機長に、同訓令第2条、第3条及び第4条第2項に規定する指示を行うものとする。

(報告)

第6条 調達部長、東海防衛支局長及び岐阜防衛事務所長は、各四半期経過後15日以内に契約相手方の搭乗実績をとりまとめ、訓令第12条に規定する様式により近畿中部防衛局長に報告しなければならない。

2 調達部装備課長は、前項の報告に基づき、防衛大臣に報告するための手続を行うものとする。

附 則

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 平成19年8月31日までに契約相手方から航空機運航搭乗申請書が提出され、装備本部名古屋支部長、装備本部大阪支部長、装備本部名古屋支部岐阜事務所長が承認したものは、近畿中部防衛局長が承認したものとみなす。

附 則（平成22年4月1日近畿中部防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

航空機運航承認申請書
搭乗

年 月 日

{ 近畿中部防衛局長 }
{ 東海防衛支局長 } 殿
{ 岐阜防衛事務所長 }

会社名
代表者名

運航
下記のとおり航空機 を承認されたく申請する。
搭乗

記

機 種	
機 番	
目 的	
場 所	
予 定 時 間	
搭 乗 者 所 属 氏 名	
その他必要事項	

発信番号

上記の申請を承認する。

年 月 日

{ 近畿中部防衛局長 }
{ 東海防衛支局長 }
{ 岐阜防衛事務所長 }

注：搭乗者所属氏名欄には担当業務を明示すること。

別記様式第2号（第4条関係）

航空機搭乗命令簿

搭乗 命令印	機種及び 機番	搭乗年月日 及び時間	搭乗 目的	搭乗者所属 官職氏名	その他

航空機搭乗承認申請書

年 月 日

{ 近畿中部防衛局長
東海防衛支局長
岐阜防衛事務所長 } 殿

所 属
官職氏名

下記のとおり航空機搭乗を承認されたく申請する。

記

機 種	
機 番	
目 的	
場 所	
予 定 時 間	
搭 乗 者 所属官職氏名	
その他必要事項	

発信番号

上記の申請を承認する。

年 月 日

{ 近畿中部防衛局長
東海防衛支局長
岐阜防衛事務所長 }